

# 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和4年3月〔改訂〕

野 田 市



目 次

1	基本的な考え方	1
2	野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2
	基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市	3
	【基本方針 1】 自然環境の保全・再生・利活用の推進	3
	【基本方針 2】 循環型社会の推進	5
	【基本方針 3】 生活環境の整備	7
	基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市	10
	【基本方針 1】 支え合いによる福祉のまちづくりの推進	10
	【基本方針 2】 子どもの健全育成と子育て環境の充実	14
	【基本方針 3】 健康づくりの推進と地域医療の充実	16
	基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市	18
	【基本方針 1】 質の高い学校教育の実現	18
	【基本方針 2】 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進	22
	【基本方針 3】 国際交流の推進	24
	基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市	25
	【基本方針 1】 防犯・防災対策の推進	25
	【基本方針 2】 安全で快適な都市基盤の整備	28
	【基本方針 3】 公共交通の充実	32
	基本目標 5 市民がふれあい協働する都市	33
	【基本方針 1】 協働によるまちづくりの推進	33
	【基本方針 2】 情報発信・共有の充実	36
	【基本方針 3】 人権尊重・男女共同参画社会の推進	37
	基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市	39
	【基本方針 1】 地域産業の振興	39
	【基本方針 2】 観光・イベントの振興	42
	【基本方針 3】 定住の促進	44
3	野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たって	47



## 1 基本的な考え方

来たるべき人口減少社会に向けて、国及び千葉県の総合戦略を勘案して「野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。

野田市では現行の総合計画が平成 27 年度で満了となることから、平成 23 年度に次期総合計画の策定に着手し、総合計画審議会を立ち上げ、36 回に及ぶ審議を経て平成 27 年 9 月に次期総合計画案の答申を頂いた。議会の議決を経て市の地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることについては、平成 23 年 5 月に地方自治法の一部が改正されたことにより、法的な義務付けが廃止された。しかし、野田市では、総合計画は、長期的な視点に立ってまちづくりを進めるための指針となるものであり、法的な策定義務がなくなっても策定すべきと考え、基本構想について平成 27 年 12 月に議会の議決を受けた。平成 28 年度から新しい総合計画をスタートさせ、市政全体の底上げを図っていく。一方、総合戦略は、長期の人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後 5 か年の目標や施策等をまとめるもので、目指すところは総合計画と同じである。したがって、次期総合計画に記載されている施策、事業をそっくり移し替えて、総合戦略を策定することとする。

なお、財政の見通しでは、少子高齢化社会の進展や普通交付税の合併算定替の終了などにより、市の財源の減少は避けられない状況であり、地方創生のための交付金を始めとする国及び県補助金等の特定財源の活用は重要な課題である。

また、野田市の次期総合計画では、市民にとって分かりやすく、成果を実感しやすい計画とするため、施策ごとに指標・目標値を設定している。この指標・目標値には、実現すべき成果（アウトカム）に係る指標（例：観光イベントの入込客数）や行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：市道の整備率）があり、国が客観的な効果検証のために用いることとしている数値目標や重要業績評価指標（K P I）と同じ考え方である。このため、総合計画に掲載する指標・目標値のうち実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を数値目標とし、全ての指標・目標値を重要業績評価指標（K P I）とする。

なお、令和 3 年度末で計画期間満了となる本総合戦略については、総合計画後期基本計画の策定期間に合わせるため、計画期間を 1 年間延長の改訂をする。

計画期間は、平成 27 年度から令和 4 年度までの 8 年間とする。

## 2 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国及び千葉県の総合戦略を勘案し、以下の6つの基本目標を設定し、野田市における地方創生に資する施策を展開する。

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

# 基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

## 数値目標

- ・ 地区指定率  
基準値 43%（平成 25 年度）→ 52%（令和 4 年度）
- ・ 玄米黒酢農法による水稲の作付面積割合  
基準値 50%（平成 25 年度）→ 77%（令和 4 年度）
- ・ 環境美化区域の指定数（累計）  
基準値 8 か所（平成 25 年度）→ 20 か所（令和 4 年度）
- ・ 不法投棄ごみの処理量  
基準値 133.4 t（平成 25 年度）→ 70 t（令和 4 年度）
- ・ 一人 1 日当たりのごみ排出量  
基準値 649 g（平成 25 年度）→ 447 g（令和 4 年度）
- ・ 環境汚染・公害等の苦情及び指導件数  
基準値 117 件（平成 25 年度）→ 67 件（令和 4 年度）
- ・ 温室効果ガス排出量  
基準値 21,464 t（平成 25 年度）→ 18,800 t（令和 4 年度）
- ・ 合併処理浄化槽設置数（累計）  
基準値 1,219 基（平成 25 年度）→ 1,400 基（令和 4 年度）

## 【基本方針 1】 自然環境の保全・再生・利活用の推進

野田市は、利根川、江戸川、利根運河に囲まれた水辺環境に恵まれた土地であり、大規模な農地や雑木林が広がる豊かな自然環境を有しています。これまでも、江川地区においてコウノトリをシンボルとした自然、生物多様性<sup>※1</sup>の保全、再生に取り組んできました。今後も、みどり豊かな自然環境を守り育み、生物多様性の保全、再生、利活用を一層推進します。

農業に関しては、有機堆肥の利用促進や減農薬、減化学肥料による農産物の生産を進め、環境保全型農業を推進するとともに、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、農地の維持活動を推進します。

施策	主な事業
◎環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生物多様性の保全</li><li>・ みどりの基本計画の策定</li><li>・ 江川地区自然環境の保護</li><li>・ 中央の杜の保全</li><li>・ 市民の森の保全</li></ul>

※1 生物多様性…多くの生き物がお互いに関わり合いながら、様々な環境に合わせて、生存していること。

施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと花づくり運動</li> <li>・グリーントラストバンク</li> <li>・三ツ堀里山自然園の管理運営</li> <li>・環境保全型農業の推進</li> <li>・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理</li> <li>・水質保全対策の推進</li> </ul>
◎自然と調和した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進</li> <li>・環境保全型農業の推進</li> <li>・市民農園設置の推進</li> <li>・遊休農地の集約の推進</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎環境保全の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
地区指定率	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例に基づき、江川地区の地区指定対象面積約163,000 m <sup>2</sup> の地区指定率の向上を図ります。	43%	52%	○
「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計）	市の人口が12万人に達したことを契機に、一人1本の植樹を行うことを目標に、苗木配布や拠点植樹を行ってきましたが、更にみどりの増加を図ります。	153,500本	167,000本	

#### ◎自然と調和した農業の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合	玄米黒酢農法による減農薬への取組を推進するため、作付面積割合を指標とします。	50%	77%	○



## 【基本方針 2】 循環型社会の推進

野田市は、これまで廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策について取り組んできており、清潔で快適な都市環境の実現に向けて、引き続き、廃棄物等の適切な処理を進めます。効果的な情報提供、意識啓発や地域清掃の促進、分別収集の徹底等、3R<sup>\*1</sup>（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働<sup>\*2</sup>、連携して推進し、更なる循環型社会の実現を図ります。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしており、太陽光等の再生可能エネルギー<sup>\*3</sup>に対する関心が高まっています。このような機会を捉えて、再生可能エネルギーの利活用に引き続き取り組みます。

施策	主な事業
◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化意識の啓発</li> <li>・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進</li> <li>・不法投棄パトロールの強化</li> </ul>
◎ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量・分別排出の推進</li> <li>・資源回収・リサイクル化の促進</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画の推進</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の確保</li> <li>・新清掃工場の整備</li> </ul>
◎再生可能エネルギーの利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの利活用の検討</li> <li>・住宅用省エネルギー設備補助事業</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
環境美化区域の指定数（累計）	指定区域を増やすことにより、地域が一丸になり、ポイ捨ての防止・ごみの収集等を実施することにより、快適な生活環境を保ちます。	8か所	20か所	○
不法投棄ごみの処理量	様々な施策を実施して、不法投棄ごみの収集（持込）量を減らすことを指標とします。	133.4 t	70 t	○

<sup>\*1</sup> 3R…リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を表したものの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再利用する（リユース：Reuse）、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となる。

<sup>\*2</sup> 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

<sup>\*3</sup> 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

◎ごみの減量・リサイクルの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
一人1日当たり のごみ排出量	循環型社会を構築して、環境への負荷ができる限り低減される社会への更なる推進を図るためには、ごみの発生量を減らすことが重要であるため、人口変動に影響を受けない一人1日当たりのごみ排出量を指標とします。	649 g	447 g	○

◎再生可能エネルギーの利活用

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
屋根貸し事業実 施件数（累計）	屋根貸し事業については、箇所数及び棟数を目標値とします。	0 か所 0 棟	18 か所 37 棟	

### 【基本方針3】 生活環境の整備

野田市では、都市化の進展や交通量の増大等により、騒音や振動、水質汚濁、VOC※<sup>1</sup>等による大気汚染といった問題が顕在化しており、このような公害等の抑制に引き続き取り組みます。また、安全で安定した生活用水の供給や河川、水路等の水質の保全をするため、上下水道の整備を進めます。

気候変動等による集中豪雨の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等による内水氾濫の被害リスクが高まっていることから、浸水被害軽減に向けた総合的な浸水対策を進めます。

下水道計画区域外の地域では、浄化槽の適正管理により生活排水処理を進め、公共用水域※<sup>2</sup>の水質保全に取り組みます。

施策	主な事業
◎環境汚染・公害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の保全</li> <li>・騒音・振動・悪臭の防止</li> <li>・環境基本計画の推進</li> <li>・放射性物質除染業務</li> </ul>
◎上下水道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄・配水施設整備の推進</li> <li>・広報・PRの実施</li> <li>・公共下水道の整備</li> <li>・利根運河の水質保全</li> <li>・くり堀川の整備</li> <li>・三ヶ尾川（仮称）の整備</li> <li>・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備</li> <li>・排水路の整備・管理</li> <li>・地域排水の整備</li> </ul>
◎水質の浄化・浄化槽の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質環境の保全</li> <li>・地質環境の保全</li> <li>・合併処理浄化槽の設置促進</li> </ul>

※<sup>1</sup>VOC…揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー等に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル等が代表的な物質

※<sup>2</sup>公共用水域…水質汚濁防止法によって定められる、沿岸海域・湖沼・河川等の水域と水路のこと。主に利根川や江戸川の河川と、これにつながる側溝やかんがい用水路のことをいう。

## 重要業績評価指標（KPI）

### ◎環境汚染・公害等への対応

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	大気・騒音・振動・悪臭等公害及び環境汚染に係る対応状況について、市民等からの苦情及び指導件数を指標とします。	117件	67件	○
温室効果ガス排出量	市の事務や事業を通して排出されるCO <sub>2</sub> の量	21,464 t	18,800 t	○

### ◎上下水道の整備促進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
上水道の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する上水道を利用している人口の比率で、上水道の普及状況を測る指標です。	96.2%	97.2%	
公共下水道（汚水）の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する公共下水道（汚水）の使用可能人口の比率で、公共下水道（汚水）の普及状況を測る指標です。	63.3%	70.7%	
公共下水道（雨水）の整備率	浸水常襲箇所解消に向けて、整備延長ベースで雨水幹線がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・南部4号幹線 ・南部1号幹線 ・阿部沼1号幹線 ・五駄沼幹線	14.6%	34.9%	
	浸水常襲箇所解消に向けて、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・阿部沼調整池	0%	58.3%	

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
くり堀川整備率 (河川)	公共用水域の排水不良地区 解消のため、整備延長ベー スで河川がどの程度整備され たかの進捗度合いを測る指 標です。 ・くり堀川整備	72.3%	95.8%	
排水整備率(調 整池)	公共用水域の排水不良地区 解消のため、整備面積ベー スで調整池がどの程度整備され たかの進捗度合いを測る指 標です。 ・六丁四反調整池整備	2.7%	93.5%	

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
合併処理浄化槽 設置数(累計)	対象区域において合併処理 浄化槽設置者に補助金を交 付します。	1,219基	1,400基	○

## 基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市

### 数値目標

- ・ 認知症サポーター養成者数（累計）  
基準値 1,446 人（平成 25 年度）→ 3,300 人（令和 4 年度）
- ・ 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）  
基準値 22 人（平成 25 年度）→ 49 人（令和 4 年度）
- ・ 福祉施設から一般就労への移行者数  
基準値 11 人（平成 25 年度）→ 36 人（令和 4 年度）
- ・ 地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数  
基準値 101,666 人（うち、子ども館利用者数 69,756 人）（平成 25 年度）  
→ 101,700 人（うち、子ども館利用者数 69,800 人）（令和 4 年度）
- ・ 保育所待機児童数（入所保留者を含む）  
基準値 172 人（平成 26 年 4 月 1 日現在）→ 0 人（令和 4 年度）
- ・ がん検診受診率  
胃がん 基準値 19.8%（平成 25 年度）→ 43%（令和 4 年度）  
肺がん 基準値 29.8%（平成 25 年度）→ 45%（令和 4 年度）  
子宮がん 基準値 32.0%（平成 25 年度）→ 54%（令和 4 年度）  
乳がん 基準値 38.4%（平成 25 年度）→ 55%（令和 4 年度）  
大腸がん 基準値 37.1%（平成 25 年度）→ 48%（令和 4 年度）
- ・ 乳幼児健康診査の受診率  
1 歳 6 か月児 基準値 96.7%（平成 25 年度）→ 100%（令和 4 年度）  
3 歳児 基準値 89.8%（平成 25 年度）→ 100%（令和 4 年度）

### 【基本方針 1】 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化、地域コミュニティの希薄化等により、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化しています。一方で、従来からの民生委員・児童委員や社会福祉協議会等による支援が継続して行われており、近年ではNPOやボランティア団体等による支援活動が大きな役割を果たしています。誰もが安心して地域生活を送ることができるよう、「心のバリアフリー」の意識の醸成を図るとともに、地域の支え合いによって安心できるまちづくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者が地域で自立して暮らし続けるための福祉サービスや介護保険事業の充実、市民一人一人が自らの健康の維持増進に取り組むための支援が課題となっており、きめ細かな対応が求められています。加えて、元気な高齢者の社会参画や生きがいがづくり等を促進させ、社会保障費の増大を抑制していく視点も重要です。

障がい者の自立した日常生活と社会参加を促進させるために、公共空間等、情報面や物理面、制度面、心理面等様々な分野における障がい（バリア）を取り除くととも

に、誰もが使いやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン※<sup>1</sup>）を推進します。また、市民一人一人が障がいをも自分自身の問題として捉え、お互いに支え合う意識の醸成と実践を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるように、社会的な保護が得られる環境の充実を図る必要があります。特に、社会的な変化が大きく、景気の先行きが不透明な状況においては、低所得による生活困窮者の福祉の充実と自立支援が重要な課題となっていることから、生活保護世帯への就労支援の一層の推進や、適正な給付を行います。

施 策	主な事業
◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進</li> <li>・地域福祉の推進</li> <li>・福祉のまちづくり運動の推進</li> <li>・福祉のまちづくり講座の開催</li> <li>・孤立死防止対策の推進</li> <li>・総合福祉会館の活用</li> </ul>
◎高齢者の生きがいつくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の推進</li> <li>・シルバー人材センターの充実</li> <li>・雇用促進奨励金の交付</li> <li>・市民の学習活動への環境整備</li> </ul>
◎高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買物弱者対策</li> <li>・福祉サービスの適切な提供</li> </ul>
◎介護保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への介護情報の提供強化</li> <li>・在宅サービスの適切な提供</li> <li>・介護サービスの適切な提供</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業の推進</li> <li>・地域包括支援センターの設置及び運営</li> <li>・在宅医療、介護連携の推進</li> <li>・認知症高齢者に係る施策の推進</li> <li>・介護保険制度の円滑な運営</li> </ul>
◎障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用促進奨励金の交付</li> <li>・障がい者職場実習奨励金の支給</li> <li>・若年者等トライアル雇用奨励金の支給</li> <li>・障がい者相談支援事業</li> <li>・自立生活の支援</li> <li>・施設整備・利用の促進</li> <li>・障がい者福祉意識の高揚</li> <li>・社会参加の促進</li> <li>・介護サービスの提供</li> </ul>

※<sup>1</sup>ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種補助・手当の支給</li> <li>・社会福祉法人への支援</li> <li>・障がい児支援の充実</li> <li>・自立への助長支援</li> </ul>
◎市民生活の安定と自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の生活安定と自立の促進</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
福祉のまちづくり講座の開設数	人材育成の観点から福祉のまちづくり講座を開設する公民館の数	0館	10館	

#### ◎高齢者の生きがいづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
ボランティア養成講座の開設数	市民との協働の観点からボランティア養成講座を開設する公民館の数	2館	10館	

#### ◎介護保険事業の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
認知症初期集中支援チーム数	認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。	0チーム	1チーム	
認知症地域支援推進員数	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。	0人	10人	



指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
認知症サポーター養成者数（累計）	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える、認知症サポーター養成講座を開催します。	1,446人	3,300人	○

◎障がい者福祉の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）	地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホーム等に居住する地域生活へ移行していくことを推進します。	22人	49人	○
福祉施設から一般就労への移行者数	障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、就労支援の充実を図ります。	11人	36人	○

## 【基本方針2】 子どもの健全育成と子育て環境の充実

ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等に伴う未婚化、晩婚化、晩産化が進行しています。また、景気の先行きが不透明な社会情勢の中で、就業、所得の将来への不安感、子育てへの負担感等も増大しており、少子化は今後も続くことが予想されます。

そのため、若い世代が、仕事と家庭を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められていることから、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対する支援の充実や子どもの健全育成に向けて、地域が一体となって子どもの育成に関わることのできる仕組みづくりを進めます。

施策	主な事業
◎子どもの健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> </ul>
◎安心できる子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭への支援</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・多様な保育サービスの充実</li> <li>・保育所の耐震補強</li> <li>・児童虐待防止対策の充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> <li>・障がい児支援の充実</li> <li>・民間賃貸住宅居住支援事業</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎子どもの健全育成の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標と共通する指標
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内8つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666人 (69,756人) ※( )内は子ども館利用者数	101,700人 (69,800人) ※( )内は子ども館利用者数	○

◎安心できる子育て環境の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
保育所待機児童数（入所保留者を含む。）	求職中や居住地付近に入所枠がある保育所を希望しないで入所保留となっている方等を含めた保育所待機児童の解消を図ります。	172人 (平成26年 4月1日現在)	0人	○
過密学童保育所（利用者一人当たりの面積1.65㎡以下）の数	小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図ります。	4か所	0か所	

### 【基本方針3】 健康づくりの推進と地域医療の充実

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化に伴い、悪性新生物（がん）、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、糖尿病等の生活習慣病の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが求められています。

急速に高齢化が進んでいる中で、市民の健康寿命の延伸を図ることは、市民一人一人にとって重要な課題となっています。そのため、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に関する施策に引き続き取り組むことにより、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減を図ります。また、食事は健康な体づくりのための重要な要素であることから、特に子どもを含めた若年層の健全な食生活に向けた取組を進めます。

少子高齢化の急速な進行、非正規雇用の増加等雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、小児医療、障がい者医療、高齢者医療等への多様なニーズに対応可能な医療体制の充実が求められています。そのため、かかりつけ医や在宅医療、介護サービスの充実を含めて、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる環境を整備します。また、各医療機関が救急時に円滑に連携を図ることができるように、救急医療体制の整備を図ります。

施 策	主な事業
◎市民の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への啓発・PRの強化</li> <li>・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実</li> <li>・各種がん検診の実施</li> <li>・健康診査・生活習慣改善指導の実施</li> <li>・健康づくりフェスティバル事業の推進</li> <li>・健康づくり推進計画 21 の推進</li> <li>・食育の推進</li> <li>・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進</li> <li>・結核予防の推進</li> <li>・エイズ予防対策の推進</li> <li>・食品衛生に対する正しい知識の普及</li> </ul>
◎地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への医療情報の提供強化</li> <li>・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進</li> <li>・救急医療体制の充実</li> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・献血事業の推進</li> </ul>
◎母子保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化</li> <li>・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実</li> <li>・乳幼児健康診査の充実</li> <li>・救急医療体制の充実</li> <li>・子育て支援の充実</li> </ul>
◎高齢者医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療、介護連携の推進</li> </ul>

施策	主な事業
◎障がい者医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい者医療費助成の実施</li> <li>・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実</li> <li>・乳幼児健康診査の充実</li> <li>・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎市民の健康づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
がん検診受診率 ・胃がん ・肺がん ・子宮がん ・乳がん ・大腸がん	がん検診の対象者のうち、実際に受診した者の割合 ※対象者の変更あり	19.8% 29.8% 32.0% 38.4% 37.1%	43% 45% 54% 55% 48%	○

#### ◎母子保健・医療の充実、障がい者医療の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
乳児家庭訪問の実施率	生後2か月児に対して実施している家庭訪問の実施率	92.4%	100%	
乳幼児健康診査の受診率 ・1歳6か月児 ・3歳児	1歳6か月児、3歳児健康診査を受診した者の割合	96.7% 89.8%	100% 100%	○

## 基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市

### 数値目標

- ・児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合  
基準値 小学校 63.8% 中学校 62.1% (平成 25 年度)  
→ 小学校 70% 中学校 70% (令和 4 年度)
- ・地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合  
基準値 38.7% (平成 25 年度) → 60% (令和 4 年度)
- ・地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合  
基準値 54.8% (平成 25 年度) → 70% (令和 4 年度)
- ・家庭教育学級の参加者数  
基準値 10,290 人 (平成 25 年度) → 11,300 人 (令和 4 年度)
- ・不登校率  
基準値 小学校 0.26% 中学校 2.46% (平成 25 年度)  
→ 小学校 0.2% 中学校 2.4% (令和 4 年度)
- ・適応指導学級通級生の学校復帰率  
基準値 80% (平成 25 年度) → 90% (令和 4 年度)
- ・授業中に ICT を活用して指導する能力を有する教職員の割合  
基準値 70.5% (平成 25 年度) → 100% (令和 4 年度)
- ・情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合  
基準値 78.3% (平成 25 年度) → 100% (令和 4 年度)
- ・公民館の利用者数  
基準値 429,454 人 (平成 25 年度) → 446,600 人 (令和 4 年度)
- ・人口一人当たりの図書館資料の貸出点数  
基準値 6.7 点 (平成 25 年度) → 7.1 点 (令和 4 年度)
- ・スポーツ施設の利用者数  
基準値 593,807 人 (平成 25 年度) → 624,000 人 (令和 4 年度)
- ・国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数  
基準値 300 人 (平成 25 年度) → 500 人 (令和 4 年度)
- ・国際交流協会開催の日本語教室の参加者数  
基準値 1,387 人 (平成 25 年度) → 1,600 人 (令和 4 年度)

### 【基本方針 1】 質の高い学校教育の実現

次世代を担う「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を備えた幼児、児童、生徒の育成に向けて、学校、家庭、地域が互いの信頼関係を深め、それぞれの役割を果たします。

学校の体育活動や地域スポーツ、食育活動等を通じて、子どもが十分に体を動かし、

スポーツの楽しさを体験するとともに、体力の向上を図ることができるような環境を整備します。

近年、有害情報の氾濫や子ども・若者を狙った犯罪の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の悪化が懸念されています。また、不登校、ひきこもり、ニート<sup>※1</sup>等、子ども・若者が抱える問題も多様化しています。そのため、学校、家庭、地域が一体となり、子ども・若者の健全育成に向けた取組の推進を図ります。

子どもたちのより良い学習環境を整えるために、学校教育施設の整備・充実を図ります。また、学校が地域の特色を活かして主体的に創意工夫のある教育活動を展開するなど、地域の住民と一体となって子どもたちを育てていく学校づくりを進めます。さらに、教職員の資質の向上を図り、家庭、地域の信頼に応える学校づくりを推進します。

児童虐待や学校でのいじめ、職場における男女差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>※2</sup>、ストーカー行為等、様々な人権問題が存在しています。また、国際化、少子高齢化、情報化の進展等、社会経済状況の変化を背景とした新たな人権問題も生じています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指します。

施策	主な事業
◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導の推進</li> <li>・大学等との連携による理数科教育の充実</li> <li>・英語教育の充実</li> <li>・キャリア教育の充実</li> <li>・特別支援教育の充実</li> <li>・土曜授業</li> <li>・武道指導の充実</li> <li>・教職員研修の充実</li> </ul>
◎家庭・地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の活用－学校支援地域本部事業の推進－</li> <li>・家庭教育力の向上</li> </ul>
◎子ども・若者の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の充実</li> <li>・適応指導学級の充実</li> <li>・いじめ防止対策の推進</li> <li>・青少年活動の支援</li> <li>・環境浄化活動</li> <li>・相談活動</li> </ul>
◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT教育の推進と情報モラル教育の充実</li> <li>・食育の充実</li> <li>・読書環境・指導の充実</li> <li>・通学路の安全性の確保</li> <li>・校舎、体育館、プール等の改修</li> </ul>

※1 ニート…Not in Education, Employment or Training の略で、15～34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練等を行っていない者のこと。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。

施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災教育の充実</li> <li>・ 小・中学校、幼稚園へのエアコン設置</li> <li>・ 小・中学校、幼稚園のトイレ改修</li> </ul>
◎学校人権教育の推進	・ 学校人権教育指導者養成講座の開催

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	○

#### ◎家庭・地域の教育力の向上

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	地域の方々子どもたちに与える影響は大きく、学校の教育活動を支援することにより、①豊かな心の育成、②教員の負担感軽減、③地域教育力の向上につなげます。	38.7%	60%	○
地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合		54.8%	70%	○
家庭教育学級の参加者数	公民館が開設する家庭教育に関する講座、講演会の参加者数	10,290人	11,300人	○



◎子ども・若者の健全育成

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
不登校率	全児童生徒人数に対する不登校の割合	小学校 0.26% 中学校 2.46%	小学校 0.2% 中学校 2.4%	○
適応指導学級通級生の学校復帰率	野田市適応指導学級の通級生に対する復帰者の割合	80%	90%	○

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
授業中にICTを活用して指導する能力を有する教職員の割合	授業において、必要な場面で積極的にICT機器を使用し、児童生徒の意欲を高めめます。	70.5%	100%	○
情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合	最近のインターネットに係るトラブルやいじめ等が増加している中、適切な指導を行い、インターネット社会に対応できる児童生徒を育成します。	78.3%	100%	○
食に関する指導の全体計画及び年間計画を作成している学校の割合	児童生徒に対する食に関する指導を推進するため、指導計画に基づき教育活動全体を通じて取り組みます。	32.3%	100%	
エアコンの設置率	普通教室、特別教室、管理諸室にエアコンの設置が済んだ小・中学校、幼稚園の割合	0%	100%	

## 【基本方針2】 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進

市民誰もが生涯にわたって学習や文化、スポーツ活動に取り組み、その成果を適切に活かすことのできる社会が求められています。そのため、地域が主体となった子どもたちの教育支援活動の推進や、地域の学習拠点である公民館、図書館、スポーツ施設等の充実を図ります。また、豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

施策	主な事業
◎生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習施設の整備</li> <li>・市民の情報活用能力の育成</li> <li>・市民の学習活動への環境整備</li> <li>・家庭教育力の向上</li> <li>・公民館サービスの充実</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・図書館資料・情報提供機能の充実</li> <li>・文化会館委託文化事業の充実</li> <li>・児童生徒の学校外体験活動の活性化</li> <li>・オープンサタデークラブの充実</li> </ul>
◎郷土愛を育む学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保存と活用</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書）</li> <li>・野田市史の刊行</li> </ul>
◎生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ施設の整備</li> <li>・スポーツ・レクリエーション活動の推進</li> <li>・サイクリングロードの整備</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎生涯学習の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標と共通する指標
公民館の利用者数	公民館の主催、共催及び貸館の利用者数	429,454人	446,600人	○
人口一人当たりの図書館資料の貸出点数	市内全市立図書館の総貸出点数を人口で除して算出した貸出点数	6.7点	7.1点	○

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	家庭教育力の向上のため地域としてできることは、子どもたちが家庭や園・学校以外の多様な人々とふれあい交流することで、人間関係を学ぶ場として重要な役割を担っています。地域の大人が子どもたちと積極的に関わり、家庭や子どもを支え見守ることで、保護者の子育ての不安軽減を図り、子どもの社会的成長を促します。	38.7%	60%	○

◎郷土愛を育む学習の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
指定文化財等の件数（累計）	指定文化財及び登録文化財の件数	指定文化財 35件 登録文化財 28件	指定文化財 38件 登録文化財 31件	
市史に関する刊行物の刊行数（累計）	通史編・別編・資料編・報告書・目録・その他、市史に関する刊行物の累計刊行数	39冊	61冊	

◎生涯スポーツの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
スポーツ施設の利用者数	総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場及びその他のスポーツ施設の充実により、利用者数の増加を図ります。	593,807人	624,000人	○

### 【基本方針3】 国際交流の推進

野田市には多くの外国人が住んでおり、今後も外国人の増加が予想されます。そのため、在住外国人が地域の構成員として地域活動へ参加、協力する機会を増加させるなど、在住外国人と地域との交流の活性化を図り、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。また、近年の国際化が進む社会状況等も踏まえ、国際交流の機会や場の充実を図り、市民の国際感覚の醸成や国際社会に適応できる人材の育成等に取り組みます。

施策	主な事業
◎国際的な交流と協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協会の支援</li> <li>・外国人向け生活情報ガイドブックの充実</li> </ul>

#### 重要業績評価指標（KPI）

##### ◎国際的な交流と協力の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数	国際交流協会が、地域住民と在住する外国人との交流の場として、毎年開催する「国際交流フェスタ」の参加者数	300人	500人	○
国際交流協会開催の日本語教室の参加者数	国際交流協会において、日本語が上手く話せない外国人のために開催している日本語教室の参加延べ人数	1,387人	1,600人	○

## 基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

### 数値目標

- ・ 自主防犯組織の組織率  
基準値 82.4%（平成 25 年度） → 90%（令和 4 年度）
- ・ 自主防災組織の組織率  
基準値 46.4%（平成 25 年度） → 60%（令和 4 年度）
- ・ 住宅用火災警報器の設置率  
基準値 72.4%（平成 25 年度） → 90%（令和 4 年度）
- ・ 消防団員数  
基準値 763 人（平成 25 年度） → 860 人（令和 4 年度）
- ・ 公園等の面積（市民一人当たりの公園等の面積）  
基準値 193.39 ha（12.37 m<sup>2</sup>/人）（平成 25 年度）  
→ 194.69 ha（12.60 m<sup>2</sup>/人）（令和 4 年度）
- ・ まめバス利用者数  
基準値 306,765 人（平成 25 年度） → 317,000 人（令和 4 年度）
- ・ 民間バス路線数  
基準値 16 路線（平成 25 年度） → 16 路線（令和 4 年度）

### 【基本方針 1】 防犯・防災対策の推進

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、市、警察、地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯灯等の設置及び適正な維持管理等、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助<sup>※1</sup>」が連携し、地域の防災力向上に取り組みます。また、地域の消防の拠点整備や消防団員の確保等による消防体制の充実、近年増加する救急需要への対応に向けた救急救命体制の充実等を図ります。

施策	主な事業
◎防犯まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全安心メール「まめメール」</li> <li>・ 防犯体制、防犯活動の推進</li> <li>・ 防犯灯、防犯カメラの整備</li> <li>・ 空き家の適正管理の指導</li> </ul>

<sup>※1</sup> 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

施 策	主な事業
◎防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅防火対策の推進</li> <li>・水質事故等における大規模断水対策の推進</li> <li>・防災情報ネットワークの活用</li> <li>・武力攻撃災害等に対する取組</li> <li>・備蓄の推進</li> <li>・排水機場の運転・管理</li> <li>・水防対策の強化</li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・避難行動要支援者支援計画の推進</li> </ul>
◎消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務の高度化</li> <li>・市民と消防団の連携</li> <li>・予防査察体制の充実</li> <li>・応急手当の普及啓発活動の推進</li> <li>・通信指令装置の更新整備</li> <li>・消防車両の充実強化</li> <li>・消火栓・防火水槽の整備</li> <li>・消防団拠点施設の整備</li> <li>・消防団用装備等の整備</li> <li>・消防団の活性化</li> </ul>

### 重要業績評価指標（K P I）

#### ◎防犯まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
自主防犯組織の 組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	90%	○

◎防災まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
自主防災組織の 組織率	大規模な災害が発生した場合に備えて、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。	46.4%	60%	○
住宅用火災警報 器の設置率	住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。	72.4%	90%	○

◎消防体制の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
救急救命士数	救急救命士の養成目標人数	28人	33人	
消防団員数	消防団員確保の目標人数	763人	860人	○
公共施設へのA EDの配備率	公共施設101か所へのAEDの配備を進めます。	71.3%	100%	
予防査察執行率	防火対象物、危険物施設の火災危険を排除するため、計画的に査察を執行し予防査察体制の充実を図ります。	20.3%	40%	

## 【基本方針2】 安全で快適な都市基盤の整備

歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生しています。市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した交通環境の整備に取り組むとともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものです。そのため、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めます。また、道路や橋梁の劣化・老朽化が進んでいることから、長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕を進め、維持管理に努めます。加えて、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実に図ります。

既存の市営住宅に関しては、長期的・計画的に維持管理を進めるとともに、バリアフリー化を進めます。また、老朽化した住宅の管理戸数を減らして民間賃貸住宅や空き家バンク制度等の活用を検討するなど、既存住宅の有効活用を進めます。

野田市には、多くの歴史的資源や豊かなみどりが存在しており、そのような資源やみどりを活かした魅力ある街並みや景観の形成によって、美しく暮らしやすい野田市のまちづくりを進めます。また、宅地開発や土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が進められた地域がある一方で、道路や下水道等の都市基盤が不十分な状況で市街化が進んだ地域や無秩序に市街地が形成された地域もあることから、都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、地域特性や地域住民の意向等を踏まえて、他市にない個性や魅力のある市街地の形成を図ります。

施 策	主な事業
◎交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全団体への支援</li> <li>・交通安全指導の充実</li> </ul>
◎道路交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉北西連絡道路の整備促進</li> <li>・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進</li> <li>・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進</li> <li>・県道結城野田線の整備促進</li> <li>・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の4車線化</li> <li>・県道川間停車場線の整備促進</li> <li>・県道我孫子関宿線の整備促進</li> <li>・東西に連絡する道路の整備促進</li> <li>・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進</li> <li>・都市計画道路中野台中根線の整備</li> <li>・都市計画道路堤台柳沢線の整備</li> <li>・都市計画道路清水公園駅前線の整備</li> <li>・バリアフリーの推進</li> </ul>



施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道の整備</li> </ul>
◎魅力ある景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいのみちすじ標柱設置の推進</li> <li>街路樹の整備</li> <li>公共事業による積極的な景観形成</li> <li>景観計画の策定及び景観条例の制定</li> <li>「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）</li> </ul>
◎地域による公園等利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な公園、緑地等の整備</li> <li>総合公園の整備</li> </ul>
◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続立体交差事業の促進</li> <li>愛宕駅周辺地区のまちづくり</li> <li>野田市駅西土地区画整理事業</li> <li>梅郷駅西土地区画整理事業</li> <li>市営住宅維持管理修繕事業</li> <li>住宅改修支援事業</li> <li>民間賃貸住宅居住支援事業</li> <li>透水性舗装の推進</li> <li>市道の維持修繕事業の推進</li> <li>交通安全施設の整備</li> <li>私有道路敷舗装の推進</li> <li>歩道・自転車通行帯等の整備</li> <li>道路台帳の電子化</li> </ul>
◎個性と魅力あふれる市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>次木親野井特定土地区画整理事業</li> <li>台町東特定土地区画整理事業</li> <li>駐輪場の整備</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎道路交通体系の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標と共通する指標
県道（主な事業5路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる県道5路線（我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、川藤野田線、結城野田線）の整備の進捗状況を表す指標です。	44.9%	100%	

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
市道（主な事業 4路線）の整備 率	整備計画延長に比して整備 が完了した割合で、骨格道路 となる市道4路線（中野台中 根線、堤台柳沢線、清水公園 駅前線、船形吉春線）の整備 の進捗状況を表す指標です。	55.4%	86.9%	

◎魅力ある景観の形成

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
新設・既存街路 樹（高木）の本 数（累計）	今後新設される街路樹は198 本、既存の街路樹は6,017本 ありますが、立ち枯れ等によ り本数が減少しますので、本 数を極力減らさないよう補 植し維持管理します。	6,017本	6,135本	
標柱、解説板の 設置数（累計）	文化財の周知、見学者への利 便性を高めるための解説板、 標柱の設置数	解説板15基 標柱45基	解説板21基 標柱51基	

◎地域による公園等利活用の促進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
公園等の面積 (市民一人当た りの公園等の面 積)	公園等とは、公園、緑地、緑 道のこと、その面積を土地 区画整理事業や民間の開発 行為に伴い適切に設置させ、 増加を図ります。なお、市民 一人当たりの公園等の面積 は、既に市の条例で定められ た標準値10.0㎡/人を上回っ ています。	193.39ha (12.37㎡/人)	194.69ha (12.60㎡/人)	○

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
野田市駅西土地 区画整理事業の 進捗率	駅前広場や駅前線等の整備 を行い、安全で快適なまちづ くりを実現するため、土地区 画整理事業の整備完了時期 が分かる事業進捗率を指標 とします。	8.7%	100%	
愛宕駅東口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事 業の完了時期が分かる事業 進捗率を指標とします。	85.6%	100%	
愛宕駅西口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事 業の完了時期が分かる事業 進捗率を指標とします。	0%	100%	
連続立体交差事 業の進捗率	連続立体交差事業の完成に より、渋滞解消及び踏切事故 解消による安全確保、東西市 街地の一体化が図られるた め、事業完了時期が分かる事 業進捗率を指標とします。	9.6%	100%	
梅郷駅西土地 区画整理事業の進 捗率	梅郷駅西土地区画整理事業 の整備完了時期が分かる事 業進捗率を指標とします。	89.4%	100%	

### 【基本方針3】 公共交通の充実

野田市は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また市内を走る唯一の鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上が課題となっています。

そのため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組みます。あわせて、誰もが気軽に市内を移動できる交通手段を確保するために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し・充実を図ります。また、公共交通機関の利用は環境負荷の低減につながる効果もあることから、利便性の高い公共交通の充実を図ります。

施策	主な事業
◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京直結鉄道の整備促進</li> <li>・ 鉄道建設基金の積立</li> <li>・ 東武野田線の複線化の促進</li> <li>・ 地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実</li> <li>・ バス路線の維持・整備</li> </ul>

#### 重要業績評価指標（KPI）

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
まめバス利用者数	まめバスの年間利用者数	306,765 人	317,000 人	○
民間バス路線数	民間バス事業者が市内を運行するバス路線数	16 路線	16 路線	○

## 基本目標 5 市民がふれあい協働する都市

### 数値目標

- ・ 自主防犯組織の組織率  
基準値 82.4% (平成 25 年度) → 90% (令和 4 年度)
- ・ 地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数  
基準値 101,666 人 (うち、子ども館利用者数 69,756 人) (平成 25 年度)  
→ 101,700 人 (うち、子ども館利用者数 69,800 人) (令和 4 年度)
- ・ 自治会の加入率  
基準値 73.4% (平成 25 年度) → 78% (令和 4 年度)
- ・ 市ホームページ年間アクセス数  
基準値 851,814 件 (平成 25 年度) → 1,247,000 件 (令和 4 年度)
- ・ 自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合  
基準値 27.7% (平成 25 年度) → 26.8% (令和 4 年度)
- ・ 人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合  
基準値 28.8% (平成 25 年度) → 30.2% (令和 4 年度)
- ・ 社会人権学習講座の参加者数  
基準値 公民館 78 人 福祉会館 139 人 (平成 25 年度)  
→ 公民館 120 人 福祉会館 150 人 (令和 4 年度)

### 【基本方針 1】 協働によるまちづくりの推進

多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働<sup>※1</sup>によるまちづくりが重要です。そのため、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、地域の主体が自主的・自発的に取り組むまちづくりをより一層推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いがわれつつあります。地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支えていくとともに、災害等の不測の事態に備えて日頃からのコミュニケーションの活性化を図るなど、互いに支え合う地域づくりを推進します。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、自治会加入者が減少傾向にあるなど、地域コミュニティの衰退が懸念されています。各地区における自治会等を核とした地域コミュニティにおいては、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりを図ることが重要です。そのため、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等により、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。

<sup>※1</sup>協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

施策	主な事業
◎市民参加を促進する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加手法の検討</li> <li>・住民投票制度の運用</li> <li>・パブリック・コメント手続の運用</li> <li>・審議会等の公募委員の拡充</li> <li>・市民活動団体への支援</li> </ul>
◎協働の仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政懇談会の実施</li> <li>・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進</li> </ul>
◎互いに支え合う地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯体制、防犯活動の推進</li> <li>・自主防災組織の育成</li> </ul>
◎ふれあい、交流の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体等の情報提供</li> <li>・地域における子育て支援サービスの充実</li> </ul>
◎地域コミュニティの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会活動活性化の推進</li> <li>・地区集会施設整備への支援</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎市民参加を促進する仕組みづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標と共通する指標
審議会等の公募委員の人数	審議会等における公募委員の人数を指標に設定します。	26人	52人	

#### ◎互いに支え合う地域づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標と共通する指標
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	90%	○

◎ふれあい、交流の拠点づくり

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
地域子育て支援 拠点及び子ども 館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内8つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666人 (69,756人) ※( )内は 子ども館 利用者数	101,700人 (69,800人) ※( )内は 子ども館 利用者数	○

◎地域コミュニティの強化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
自治会の加入率	自治会への加入を促進し、自治会と協働したまちづくりを推進するため、自治会の加入率を指標とします。	73.4%	78%	○

## 【基本方針2】 情報発信・共有の充実

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的に参画できるようになることが重要です。そのためには、市民に役立つ情報や市の施策や事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図ります。

また、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ります。

施策	主な事業
◎迅速・的確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進</li> <li>・情報提供マニュアルの見直し及び活用</li> <li>・市報、ホームページ等による情報提供の充実</li> <li>・パブリシティ活動の強化</li> <li>・誰もが利用しやすいホームページの実現</li> <li>・情報公開制度の充実</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎迅速・的確な情報提供

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
市ホームページ 年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,247,000件	○



### 【基本方針3】 人権尊重・男女共同参画社会の推進

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の人権課題を始め、近年においてはインターネット等による人権侵害等様々な人権問題が存在しています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策	主な事業
◎人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会等の開催</li> <li>・啓発資料の作成配布</li> <li>・隣保館事業の充実</li> <li>・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進</li> <li>・企業人権教育研修の実施</li> <li>・社会人権学習講座の実施</li> </ul>
◎男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進</li> <li>・政策・方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎人権教育の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標と共通する指標
自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	人権尊重社会実現のために「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」に基づいて人権教育を推進し、人権侵害の減少を図ります。	27.7%	26.8%	○
人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合	人権教育を推進することで、お互いの人権を尊重するためには、人権に対する正しい知識を身に付けることが重要であるとの理解を深めます。	28.8%	30.2%	○
社会人権学習講座の参加者数	公民館、福社会館を会場に実施する社会人権学習講座参加者数	公民館 78人 福社会館 139人	公民館 120人 福社会館 150人	○

◎男女共同参画社会の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
審議会等における女性委員の登用率	政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会等における女性委員の登用率を高めるよう取り組みます。	45%	50%	

## 基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市

### 数値目標

- ・ 商店会が実施するイベント、販売促進事業数  
基準値 9事業（平成25年度）→ 13事業（令和4年度）
- ・ 認定農業者数（累計）  
基準値 103人（うち法人7）（平成25年度）  
→ 150人（うち法人10）（令和4年度）
- ・ 工業関係事業所の製造品出荷額  
基準値 3,625億円（平成24年工業統計調査）→ 4,169億円（令和4年度）
- ・ 観光イベントの入込客数  
基準値 664,000人（平成25年度）  
→ 703,000人（令和4年度）
- ・ 博物館の入館者数（記念館は台風による雨漏り被害のため長期休館中）  
基準値 郷土博物館 31,328人 鈴木貫太郎記念館 4,811人（平成25年度）  
→ 郷土博物館 32,900人 鈴木貫太郎記念館 ー人（令和4年度）
- ・ 出前講座の受講者数  
基準値 100人（平成25年度）→ 500人（令和4年度）
- ・ 市ホームページ年間アクセス数  
基準値 851,814件（平成25年度）→ 1,247,000件（令和4年度）
- ・ 自主文化事業入場者数  
基準値 7,605人（平成25年度）→ 9,000人（令和4年度）
- ・ 児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合  
基準値 小学校 63.8% 中学校 62.1%（平成25年度）  
→ 小学校 70% 中学校 70%（令和4年度）

### 【基本方針1】 地域産業の振興

野田市内の商業は、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。今後、ますます高齢化が進む中で、商店街は高齢者の買物の場の確保に加えて、地域コミュニティの核としての機能もあることから、地域の身近な商店街の活性化が重要です。そのためには、空き店舗の活用や付加価値の高い品揃え等、商店街の魅力創出を図ります。

農業については、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が大きな課題となっており、耕作放棄地も増加しています。今後の持続可能な農業の推進に当たっては、農地の集約化等により農業従事者の経営基盤の強化を図り収益性を高めていくとともに、新たな農業の担い手として若手の新規就農者の育成や民間企業等の参入を促進します。また、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。さらに、T P P（環太

平洋戦略的経済連携協定)<sup>※1</sup>等の農業政策や社会情勢の変化に対し適切に対応します。

少子高齢化や生活スタイルの変化等に伴う市民ニーズの多様化、環境や健康等に対する意識の高まりといった社会環境の変化は、起業や新たな事業創出のきっかけとなることが考えられます。野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進し、起業支援や新たな事業の創出につなげます。

工業については、長い歴史と伝統を持つ醤油醸造業を始め、金属・機械・物流を中心とした6つの工業団地が立地しており、野田市の活力を支えてきました。しかし、国際化や経済のグローバル化<sup>※2</sup>が進み、産業構造が大きく変化している中で、更なる発展に向けて、異業種交流、産学官連携による技術革新、グローバル化への対応等を促進させる取組を進めます。

施 策	主な事業
◎商業の魅力向上による商店街等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地商業等活性化関連事業</li> <li>・ 買物弱者対策</li> <li>・ 商店街共同施設設置事業</li> <li>・ 共同駐車場確保事業</li> <li>・ 商店会販売促進事業</li> <li>・ 各種融資制度による事業経営の支援</li> <li>・ 経営普及改善事業への支援</li> <li>・ 異業種交流の推進</li> <li>・ 起業家支援事業</li> </ul>
◎農業の活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業</li> <li>・ 利子補給事業</li> <li>・ アグリサポート（援農制度）の推進</li> <li>・ 担い手農家への支援</li> <li>・ 生産調整推進事業</li> <li>・ 青果物価格安定事業</li> <li>・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業</li> <li>・ 農業経営高度化の推進</li> <li>・ 水田自給力向上対策事業</li> <li>・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進</li> <li>・ 水質保全対策の推進</li> </ul>
◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業振興・活性化方策の検討</li> <li>・ 産学官交流の推進</li> <li>・ 地域職業訓練協会への支援</li> <li>・ 雇用促進奨励金の交付</li> <li>・ 起業家支援事業</li> <li>・ 農業経営高度化の推進</li> </ul>

※1 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）…環太平洋地域の国々による経済の高い自由化を目標とした多角的な経済連携協定（EPA）の略称のこと。

※2 グローバル化…世界的規模に拡大すること。

## 重要業績評価指標（KPI）

### ◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
商店会が実施するイベント、販売促進事業数	各商店会や商業団体が実施するイベントや販売促進事業数を把握することで、活性化と集客に向けた各商店会や商業団体の取組状況を指標とします。	9事業	13事業	○

### ◎農業の活性化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
認定農業者数 (累計)	<p>農業の活性化の推進においては、担い手の育成、確保が不可欠であり、安定的、効率的な経営体として、経営改善計画を掲げる認定農業者や農業生産法人、農事組合法人といった農業法人を育成、確保する必要があるため、認定農業者数を指標とします。</p> <p>認定農業者は、経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者（法人を含む。）です。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、認定を受けると金融措置や税制措置等の支援が受けられます。</p>	103人 (うち法人7)	150人 (うち法人10)	○

### ◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
工業関係事業所の製造品出荷額	市内工業関係の事業所の製造品出荷額を把握し、工業振興、活性化施策の指標とします。	3,625億円 (平成24年工業統計調査より)	4,169億円	○

## 【基本方針2】 観光・イベントの振興

野田市には、多くの歴史、文化資源が存在しており、コウノトリをシンボルとした自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組を進めています。このような多様な地域資源を活用し、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高め、情報を発信することで野田市独自の観光振興につなげるとともに、交流人口を拡大することが求められています。

そのため、市民、市民団体、企業等と連携した観光資源の開発や掘り起こし、まつり、イベント等の開催を通じて、にぎわいの創出に取り組むとともに、ホームページ、マスメディア等を活用し、広く効果的に野田市の魅力を情報発信します。

施策	主な事業
◎まつりやイベントの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベント・まつりの振興</li> <li>・観光PRの推進</li> <li>・観光資源の洗い出し</li> <li>・観光集客事業の促進</li> <li>・コウノトリの舞う里づくり</li> <li>・サイクリングロードの整備</li> </ul>
◎地域資源を活用した交流人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コウノトリの舞う里づくり</li> <li>・地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討</li> <li>・総合公園周辺における地域資源の連携の検討</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進</li> <li>・サイクリングロードの整備</li> <li>・江戸川舟運の推進</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎まつりやイベントの活用

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標と共通する指標
観光イベントの入込客数	観光イベント（さくらまつり、つつじまつり、関宿城まつり、野田みこしパレード、野田夏まつり躍り七夕、関宿まつり、産業祭）の観光客数を把握し、観光イベントに対する関心度と観光PRの指標とします。	664,000人	703,000人	○

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 4 年度)	数値目標 と共通 する指標
博物館の入館者数	郷土博物館、鈴木貫太郎記念館の入館者数 (記念館は台風による雨漏り被害のため長期休館中)	郷土博物館 31,328 人 鈴木貫太郎記念館 4,811 人	郷土博物館 32,900 人 鈴木貫太郎記念館 — 人	○

### 【基本方針3】 定住の促進

持続可能なまちづくりを進めるためには、定住促進を図り、定住人口を増加させることが必要です。

そのため、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、教育や福祉の充実による子育て世代の増加や、雇用創出等による若者層の定住促進を図ります。

また、生涯学習のための人材の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力を高めます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、中心市街地や駅前等の整備、住宅地整備等にも取り組んでいます。今後も、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりに取り組めます。

施 策	主な事業
◎生活環境の充実と情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活情報の提供強化</li> <li>・消費生活に係る相談機能の充実</li> <li>・一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・多様な保育サービスの充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> <li>・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進</li> <li>・市報、ホームページ等による情報提供の充実</li> <li>・パブリシティ活動の強化</li> <li>・誰もが利用しやすいホームページの実現</li> <li>・自治体DXを活用した住民サービスの充実</li> </ul>
◎文化・教育水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の学習活動への環境整備</li> <li>・公民館サービスの充実</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・図書館資料・情報提供機能の充実</li> <li>・文化会館委託文化事業の充実</li> <li>・少人数指導の推進</li> <li>・大学等との連携による理数科教育の充実</li> <li>・英語教育の充実</li> <li>・キャリア教育の充実</li> <li>・土曜授業</li> </ul>
◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続立体交差事業の促進</li> <li>・愛宕駅周辺地区のまちづくり</li> <li>・野田市駅西土地地区画整理事業</li> </ul>



施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅郷駅西土地区画整理事業</li> <li>・次木親野井特定土地区画整理事業</li> <li>・台町東特定土地区画整理事業</li> <li>・都市計画マスタープランの見直し</li> <li>・市街地における住居の表示の整備</li> <li>・東京直結鉄道の整備促進</li> <li>・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎生活環境の充実と情報発信の強化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
出前講座の受講者数	出前講座を通じて、消費者・消費団体への消費生活知識の普及を目指すため、受講人数を指標とします。	100人	500人	○
市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,247,000件	○

#### ◎文化・教育水準の向上

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
自主文化事業入場者数	文化会館大ホール、生涯学習センター小ホールを利用して開催する自主文化事業の入場者数	7,605人	9,000人	○
児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりできていると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	○

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和4年度)	数値目標 と共通 する指標
連続立体交差事業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%	
愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%	
愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%	
野田市駅西土地地区画整理事業の進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	8.7%	100%	
梅郷駅西土地地区画整理事業の進捗率	梅郷駅西土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%	
字の入り組み及び飛地の解消か所数（累計）	住居の表示の整備方針（平成19年2月1日策定）に基づき、これまでに14か所を実施しており、さらに、平成23年度に飛地の解消の候補地として選定した25か所のうち未実施の23か所を対象に、地元住民の意向を調査しながら当該箇所を整備します。あわせて、土地地区画整理事業（5か所）に隣接する区域については、換地処分に合わせ飛地とならないよう整備します。	8か所	22か所	

### **3 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たって**

実効性のある総合戦略とするため、P D C Aサイクルを通じて、「野田市まち・ひと・しごと創生専門委員」の意見を伺いながら、設定した数値目標や重要業績評価指標（K P I）について客観的効果の検証を実施する。

## 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

---

発 行 野田市

発行日 令和4年3月〔改訂〕

編 集 企画財政部企画調整課